

# 令和元年度心身障害者扶養保険資金 運用概況書

令和2年11月

独立行政法人福祉医療機構



## 1. 運用結果の概要（総括）

- 令和元年度の扶養保険資金の収益額は ▲11億37百万円、収益率は ▲1.60%となりました。
- 扶養保険資金の運用については、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）並みの収益率を確保することを目的としており、概ねベンチマーク収益率を確保しています。（単位：百万円）

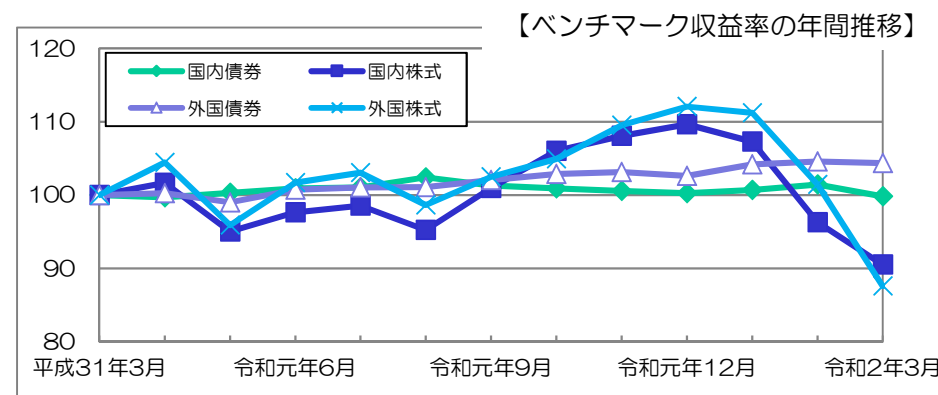
	令和元年度					ベンチマーク
	収益額	収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	実績トラッキングエラー	
国内債券	▲ 83	▲0.16%	▲0.18%	+ 0.02%	0.05%	NOMURA-BPI総合
国内株式	▲ 569	▲9.27%	▲9.50%	+ 0.23%	0.05%	TOPIX（配当込み）
外国債券	274	4.52%	4.37%	+ 0.15%	0.22%	FTSE世界国債インデックス
外国株式	▲ 759	▲12.81%	▲12.42%	▲ 0.40%	0.06%	MSCI KOKUSAIインデックス
運用資産計	▲ 1,137	—	—	—	—	—
短期資産	▲ 0	—	—	—	—	—
資産合計	▲ 1,137	▲1.60%	—	—	—	—

※超過収益率の主な要因  
 外国株式：配当課税要因（ベンチマークは非課税扱いだが、当機構のファンドは課税扱いとなることから、税金による差が生じたため）

※実績トラッキングエラーの主な要因  
 外国債券：評価差要因（ファンドの基準価格を算出する際の時価とベンチマークが採用する評価価格との差が生じたため）

（注1）各運用資産の収益率は時間加重収益率、資産合計の収益率は修正総合収益率（信託報酬等控除前）です。

（注2）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。



（注）平成31年3月末を100とした場合の推移です。

## 1. 運用結果の概要（総括）

- 令和2年3月末の心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の運用資産額は680億円（前年度比▲32億円）となり、短期資産を含めた資産合計では708億円（前年度比▲34億円）となりました。

※なお、年金給付保険金の支払額の不足に対応するため、運用資産を20億61百万円取り崩しました。

（内訳：国内株式5億95百万円、外国債券4億12百万円、外国株式10億54百万円）

- 令和2年3月末時点の各資産の構成割合は、全て基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっています。

（単位：百万円）

	令和2年3月末時点			基本ポートフォリオ	
	運用資産額	構成割合	乖離幅		乖離許容幅
国内債券	51,142	75.2%	+ 0.7%	74.5%	±8%：66.5～82.5%
国内株式	5,575	8.2%	▲ 0.3%	8.5%	±5%：3.5～13.5%
外国債券	6,080	8.9%	+ 0.4%	8.5%	±5%：3.5～13.5%
外国株式	5,208	7.7%	▲ 0.8%	8.5%	±5%：3.5～13.5%
運用資産計	68,005	100.0%	—	100.0%	—
短期資産	2,818	—	—		
資産合計	70,823	—	—		

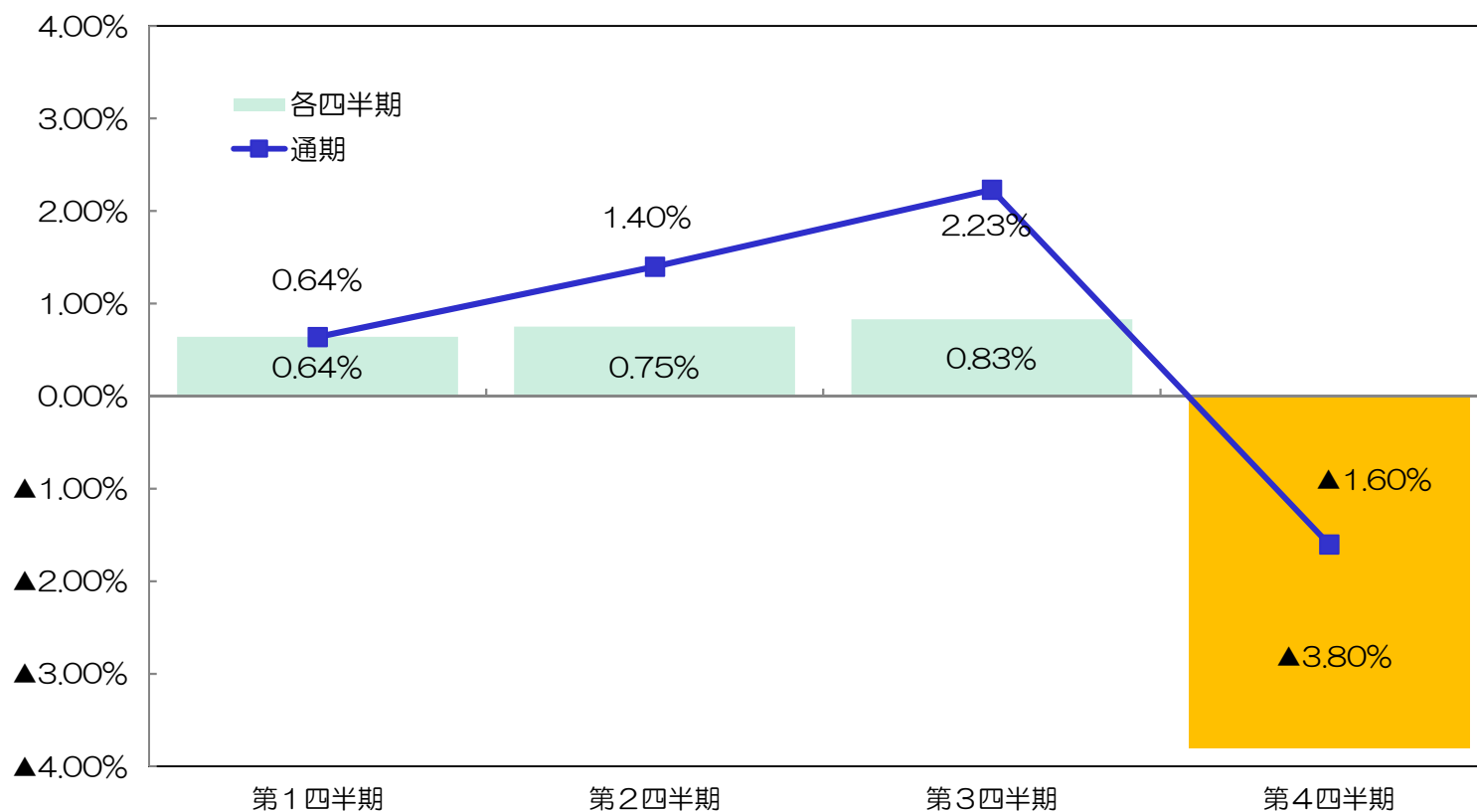
（注1）運用資産額は、未収収益及び評価損益を考慮した時価総額です。

（注2）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

## 2. 収益率

### (1) 各四半期別収益率

令和元年度の資産合計の収益率（修正総合収益率、信託報酬等控除前）は、第1四半期から第3四半期まではプラスとなりましたが、第4四半期で大きくマイナスとなり、通期では▲1.60%（信託報酬等控除後では▲1.64%）となりました。



## 2. 収益率

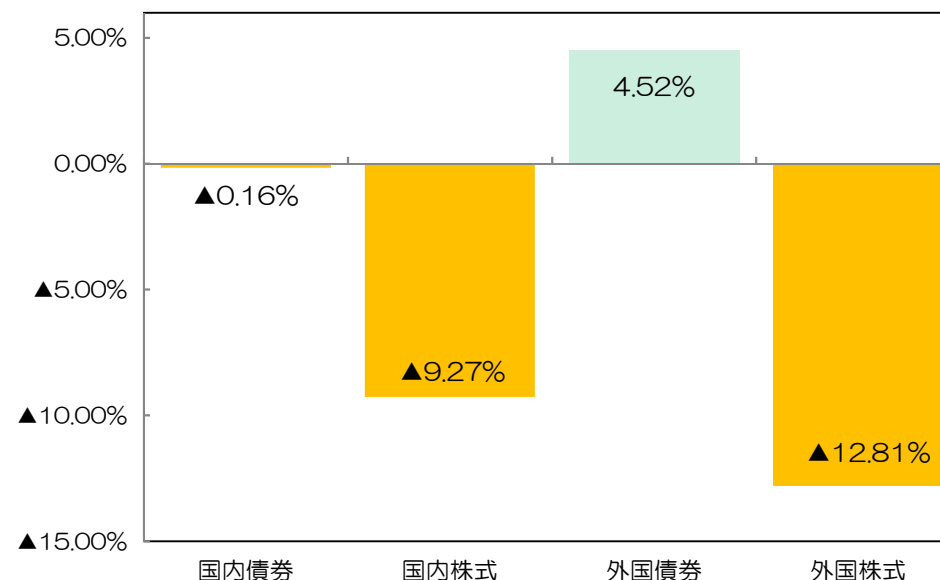
### (2) 運用資産別収益率

令和元年度の各資産別収益率は、第1四半期の国内株式及び第3四半期の国内債券以外はプラスとなったものの、第4四半期で外国債券以外がマイナスとなり、通期でも外国債券以外の資産、特に国内・外国株式の収益率が大きくマイナスとなりました。

【資産別収益率(四半期毎)】

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
国内債券	0.91%	0.39%	▲1.06%	▲0.39%	▲0.16%
国内株式	▲2.34%	3.59%	8.60%	▲17.42%	▲9.27%
外国債券	0.70%	1.31%	0.55%	1.89%	4.52%
外国株式	1.57%	0.55%	9.30%	▲21.89%	▲12.81%
資産合計	0.64%	0.75%	0.83%	▲3.80%	▲1.60%

【資産別収益率(通期)】



(注) 各運用資産の収益率は時間加重収益率、資産合計の収益率は修正総合収益率(信託報酬等控除前)です。

## 2. 収益率

### (3) 直近5年間（平成27年度～令和元年度）の収益率の推移

- ① 直近5年間の資産合計の収益率（修正総合収益率）の推移は、次表のとおりです。  
 なお、10年間の平均収益率は年率 3.13%となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	5年間 (年率)
資産合計	1.26%	1.35%	3.48%	2.14%	▲1.60%	1.31%

(注1) 収益率の平均は各年度の幾何平均（年率換算）です。

(注2) 収益率は信託報酬等控除前です。

- ② 直近5年間の運用資産別収益率（時間加重収益率）の推移は、次表のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	5年間 (年率)
国内債券	5.44%	▲1.15%	0.91%	1.91%	▲0.16%	1.36%
国内株式	▲10.60%	14.83%	15.95%	▲4.77%	▲9.27%	0.56%
外国債券	▲2.74%	▲5.43%	4.19%	2.46%	4.52%	0.52%
外国株式	▲8.59%	14.02%	8.05%	9.54%	▲12.81%	1.47%

(注) 収益率の平均は各年度の幾何平均（年率換算）です。

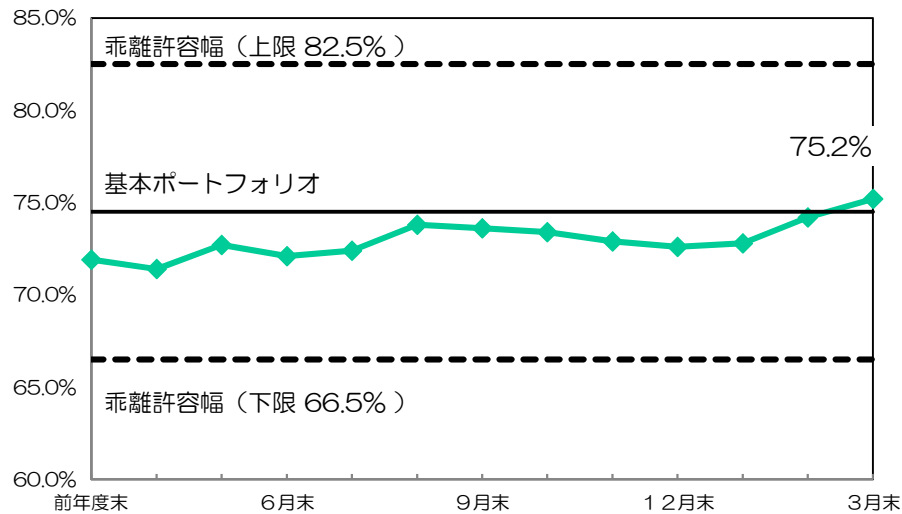
### 3. 運用資産額

#### (1) 基本ポートフォリオからの乖離状況

##### ① 運用資産別の推移

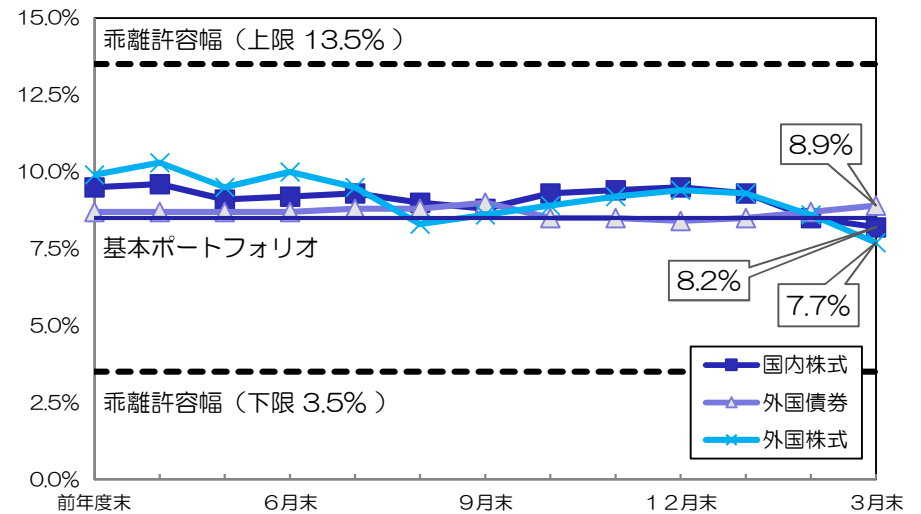
令和元年度は、各資産とも基本ポートフォリオの乖離許容幅内で推移しましたので、リバランスは行っていません。

【国内債券の乖離状況】(乖離許容幅±8%)



	構成割合	基本ポートフォリオ	乖離幅
国内債券	75.2%	74.5%	+ 0.7%

【国内株式・外国債券・外国株式の乖離状況】(乖離許容幅±5%)



	構成割合	基本ポートフォリオ	乖離幅
国内株式	8.2%	8.5%	▲ 0.3%
外国債券	8.9%	8.5%	+ 0.4%
外国株式	7.7%	8.5%	▲ 0.8%

### 3. 運用資産額

#### ② 短期資産の推移

令和元年度の短期資産（年金給付のための待機資金）の推移は、次表のとおりです。

※なお、年金給付保険金の支払額の不足に対応するため、運用資産を20億61百万円取り崩しました。

（内訳：国内株式5億95百万円、外国債券4億12百万円、外国株式10億54百万円）

（単位：百万円）

	収 入				支 出	収支差	短期資産残高
	保険金	特例保険金	運用資産取崩し	計 (A)	年金給付金 (B)	(A) - (B)	
平成30年度	6,973	4,600	2,492	14,065	13,816	249	3,057
平成31年4月	602	0	0	602	1,151	▲ 549	2,508
令和元年5月	327	0	0	327	1,162	▲ 835	1,673
令和元年6月	632	0	0	632	1,151	▲ 519	1,155
令和元年7月	549	143	456	1,148	1,153	▲ 4	1,150
令和元年8月	514	43	598	1,155	1,150	5	1,156
令和元年9月	497	74	595	1,167	1,155	12	1,153
令和元年10月	749	14	412	1,175	1,152	23	1,175
令和元年11月	591	1,943	0	2,534	1,175	1,359	2,534
令和元年12月	741	545	0	1,286	1,171	115	2,649
令和2年1月	639	695	0	1,334	1,188	146	2,795
令和2年2月	623	375	0	997	1,179	▲ 182	2,613
令和2年3月	621	769	0	1,390	1,170	219	2,818
合計	7,085	4,600	2,061	13,746	13,956	▲ 210	

（注1）保険金は月末に入金されます。また、年金給付金は月初に支出されます。

（注2）特例保険金は国・地方公共団体（都道府県・指定都市）からの公費による財政支援です。

（注3）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。



### 3. 運用資産額

#### (2) 直近5年間（平成27年度～令和元年度）の運用資産額等の推移

直近5年間の運用資産額及び構成割合の推移は、次表のとおりです。

（単位：百万円）

	平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末		令和元年度末	
	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合
国内債券	50,390	70.7%	49,811	70.4%	50,264	69.7%	51,224	71.9%	51,142	75.2%
国内株式	6,878	9.6%	7,401	10.5%	8,022	11.1%	6,739	9.5%	5,575	8.2%
外国債券	6,158	8.6%	5,824	8.2%	6,068	8.4%	6,218	8.7%	6,080	8.9%
外国株式	7,862	11.0%	7,759	11.0%	7,786	10.8%	7,021	9.9%	5,208	7.7%
運用資産計	71,289	100.0%	70,795	100.0%	72,140	100.0%	71,203	100.0%	68,005	100.0%

（参考）

	平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末		令和元年度末	
	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合	時価総額	構成割合
運用資産計	71,289		70,795		72,140		71,203		68,005	
短期資産	2,985		3,292		2,837		3,057		2,818	
資産合計	74,274		74,088		74,977		74,260		70,823	

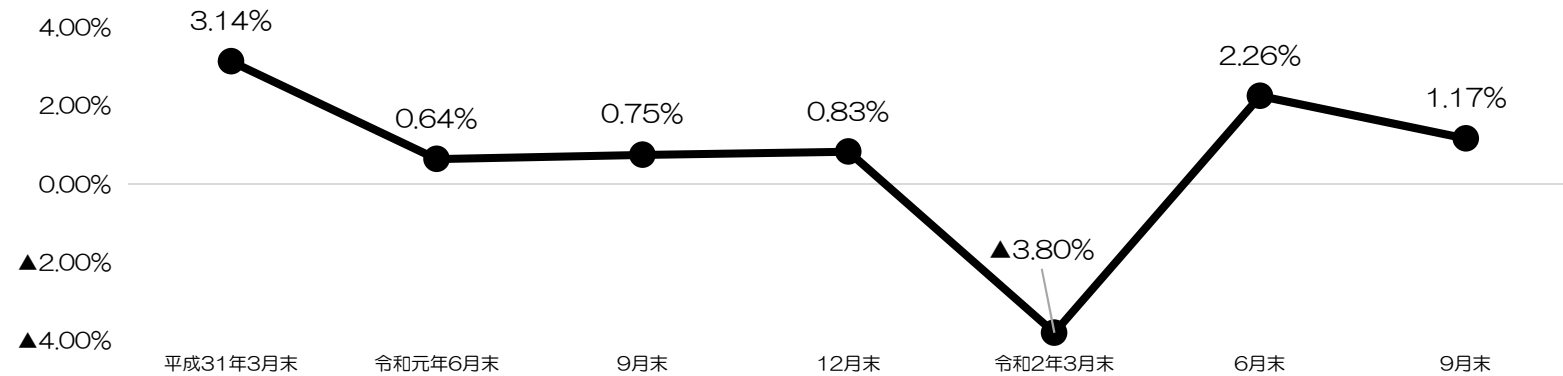
（注1）時価総額欄の金額は未収収益及び評価損益を考慮した額です。

（注2）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

## 4. 令和2年度の運用状況

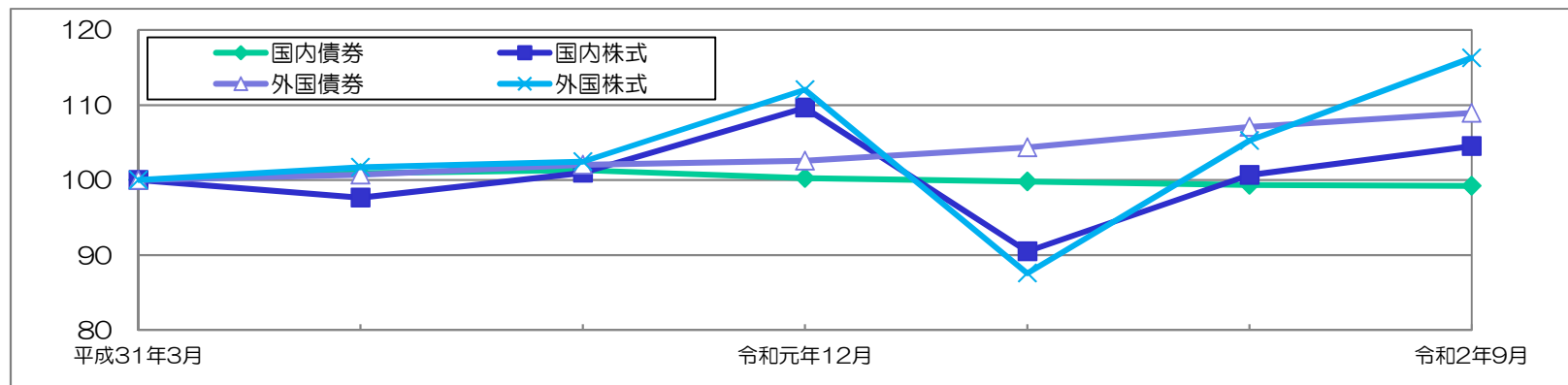
○ 令和2年度の収益率の推移は、次のとおりです。

【資産合計の収益率の推移】



(注) 資産合計の収益率は修正総合収益率（信託報酬等控除前）です。

【ベンチマーク収益率の推移】

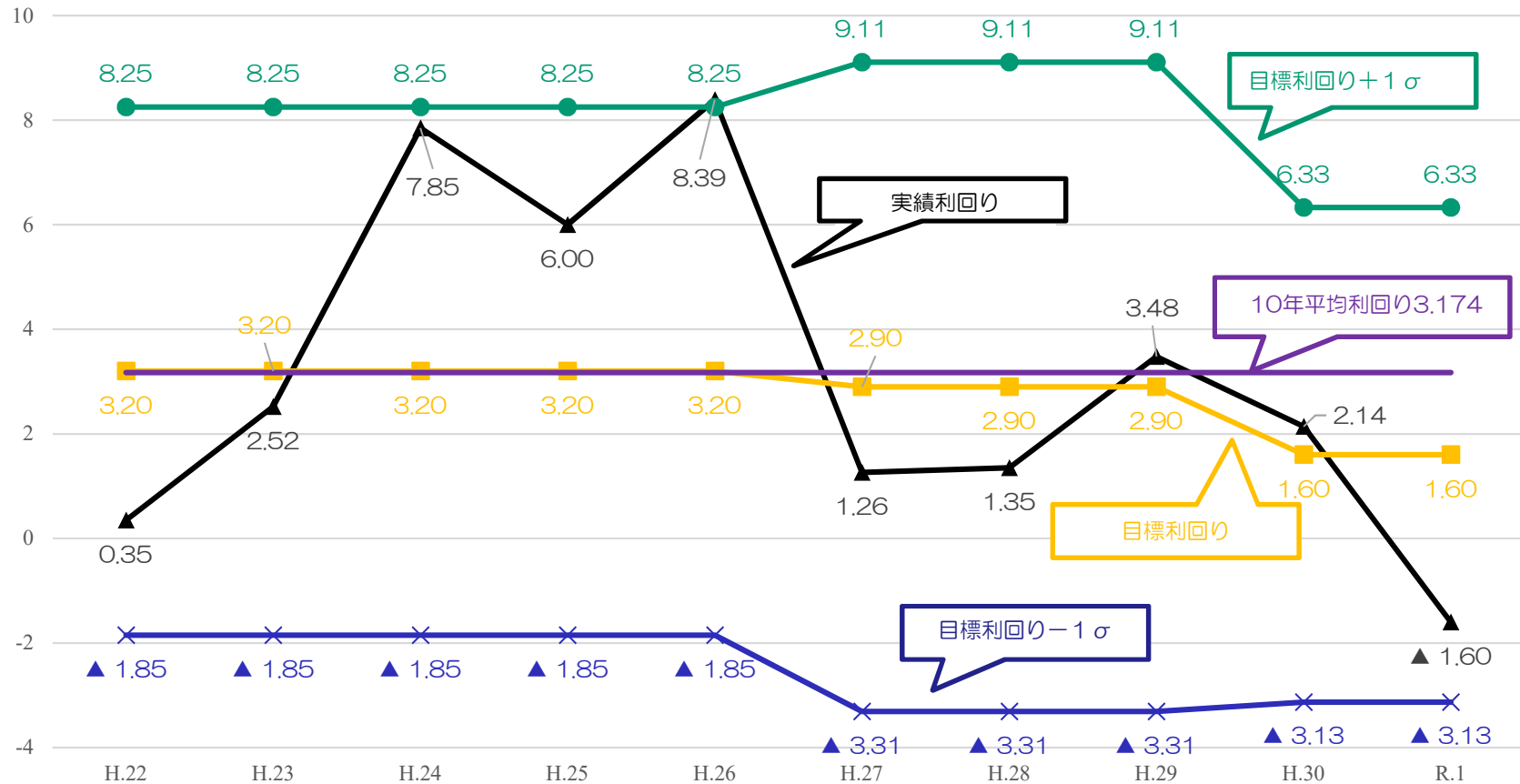


(注) 平成31年3月末を100とした場合の推移です。

## 5. 過去10年の利回りの状況

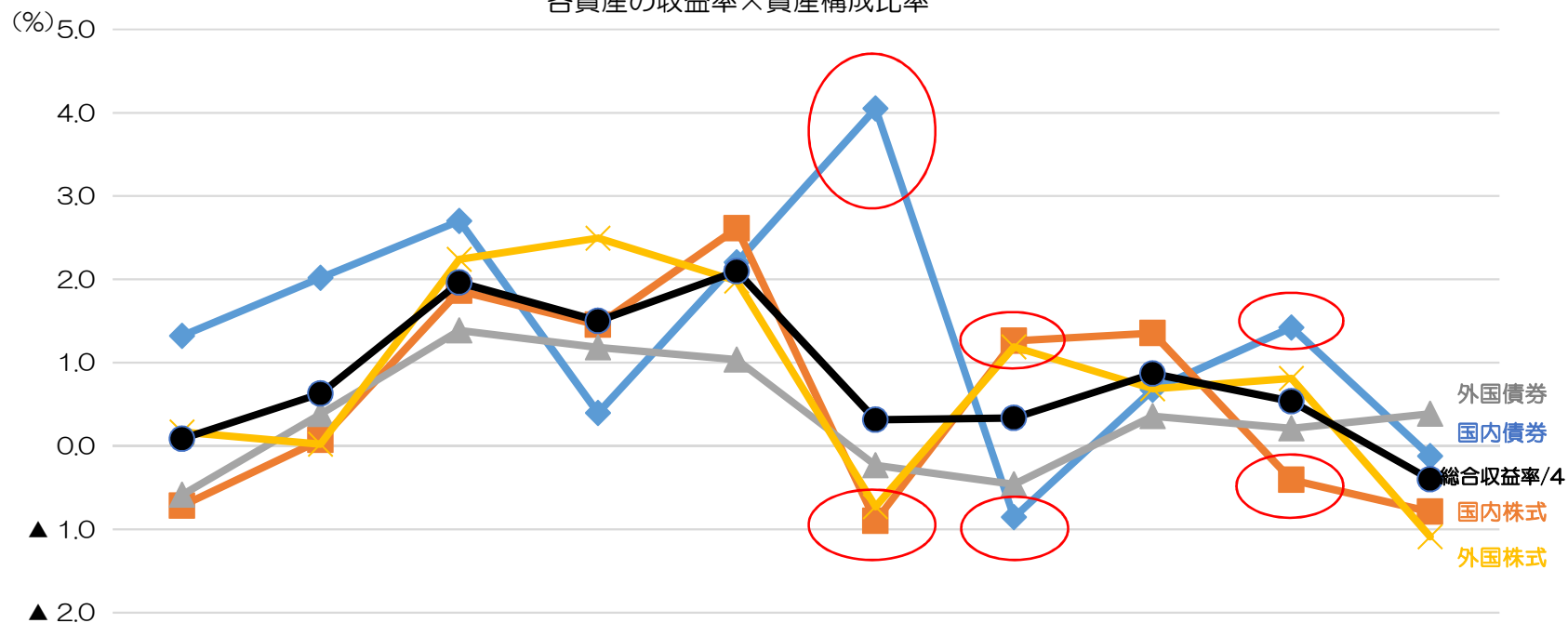
扶養保険 実績利回りvs目標利回り  
±1σ(標準偏差)の範囲(68%ゾーン)

※「標準偏差」は基本ポートフォリオ策定時のリスク



## 5. 過去10年の利回りの状況

各資産の収益率×資産構成比率



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
国内債券	1.32	2.02	2.70	0.40	2.21	4.05	▲ 0.86	0.68	1.42	▲ 0.12
国内株式	▲ 0.72	0.07	1.86	1.45	2.61	▲ 0.90	1.26	1.36	▲ 0.41	▲ 0.79
外国債券	▲ 0.59	0.38	1.39	1.18	1.04	▲ 0.23	▲ 0.46	0.36	0.21	0.38
外国株式	0.17	0.02	2.24	2.50	1.98	▲ 0.73	1.19	0.68	0.81	▲ 1.09
総合収益率/4	0.09	0.63	1.96	1.50	2.10	0.32	0.34	0.87	0.54	▲ 0.40

# 参考資料

## （参考1）心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

平成30年4月1日  
独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第12条第5項に規定する心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の運用に当たり、厚生労働大臣が指示する中期目標及び厚生労働大臣が認可する中期計画に基づき、以下のとおり運用に関する基本方針を定める。

### I 基本的な考え方

#### 1 基本原則

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって確実に年金給付することができるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施するものとする。

#### 2 運用の目的

扶養保険資金の運用は、将来にわたって心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）の運営の安定に資する上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

#### 3 運用の目標

上記1、2に基づき、中期目標及び中期計画の定めるところにより、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

## (参考1) 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

### 4 資産構成

#### (1) 投資対象資産

扶養保険資金の運用における投資対象は、機構法第12条第6項に規定する次に掲げるものとする。

- ① 国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- ② 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- ③ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

#### (2) 基本ポートフォリオの策定

- ① 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）及び乖離許容幅は、以下のとおりとする。

【基本ポートフォリオ】

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
基本ポートフォリオ	74.5%	8.5%	8.5%	8.5%
乖離許容幅	±8%	±5%	±5%	±5%

(注) 目標収益率は、1.60%、標準偏差は、4.73%となっている。

- ② この基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなることを基本に、扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定することとしており、上記資産の他、年金給付に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有する。
- ③ 別途定めるリバランスルールに基づき、この基本ポートフォリオが維持されるよう管理する。
- ④ この基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。

## （参考1）心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

### （3）基本的な運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心として行うものとする。

### 5 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

## II 委託運用

### 1 金銭信託による委託運用

機構は、信託業務を営む金融機関（以下「運用受託機関」という。）に金銭信託による運用を委託してこれを行うものとする。

#### （1）運用受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル・手法を勘案して運用受託機関を選定し、各運用受託機関に、この基本方針、リバランスルール並びに運用及び資産管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく運用を指示する。

運用受託機関の選定に当たっては、当該運用受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②扶養保険資金の運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル・手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力及び経験、⑦公的年金等の資金運用の経験及び実績等を十分審査して選定する。

#### （2）運用受託機関の評価

機構は、運用受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、原則として3～5年とする。



## （参考1）心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

- ① 定量評価  
定量評価に当たっては、各運用受託機関における資産全体（短期資産を除く。）の時間加重収益率と、各運用受託機関の複合ベンチマークとの差を比較する。  
併せて、各資産別に、同一のベンチマークによって、運用受託機関ごとに比較する。
  - ② 定性評価  
定性評価に当たっては、運用体制、運用方針、リスク管理体制、運用能力及び説明能力を評価項目とし、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性について検証する。併せて、報告書やミーティングを通じて、扶養保険資金の運用に対する理解と関心についても評価を行う。
- （3）運用受託機関の資産配分変更等
- ① 機構は、評価結果に基づいて、運用受託機関への資産配分の変更、契約の変更、解除を行う。
  - ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。
  - ③ 市場価格の大幅な変動により、扶養保険資金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、運用受託機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分の変更、契約の変更、解除等を行うことがある。
  - ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は扶養保険資金管理上必要が生じた場合には、扶養保険資金の安全性確保のため、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。
- （4）運用受託機関の責務及び目標等
- ① 運用受託機関は、善良なる管理者の注意をもって、扶養保険資金の利益に対して忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

## （参考1）心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

- ② 運用受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制整備等に努めるものとする。
  - ③ 機構は、運用受託機関に対して、この基本方針、リバランスルール及びガイドラインを文書で通知し、運用受託機関は、これを遵守するものとする。
  - ④ 運用受託機関は、資産区分ごとの運用方針及びそれに基づく運用スタイル・手法を機構に対して明示し、これを変更する場合には、機構に文書で通知し、協議を行う。
  - ⑤ 運用受託機関は、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。
  - ⑥ 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に関する報告書（パフォーマンス状況、資産構成割合状況、運用方針等）及び扶養保険資金の管理に関する報告書（残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等）を、少なくとも毎月1回機構へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、機構からの指示を受け、その結果を報告する。
  - ⑦ 機構と運用受託機関は、原則として四半期ごとにミーティングを行い、扶養保険資金の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、機構と運用受託機関は、必要に応じ、情報交換、協議を行う。
- （5）資産運用上の遵守事項
- ① 運用受託機関は、扶養保険資金の価値を維持し、より高い運用収益を確保するために、必要に応じて株主議決権を行使するものとする。  
機構は、運用受託機関に対し、株主議決権の行使状況の報告を求めることができるものとする。

## （参考1）心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

- ② 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に当たり、ガイドラインで指定された資産区分に従って、余裕資金は最小限とする。
- ③ 運用受託機関は、有価証券等の売買を執行する場合は、各取引における執行コストが最も有利になるように、証券会社等の選定及び取引手法の選択を行い執行する。
- ④ ベンチマークは、原則として各資産に対し次の指標を用いることとする。
  - ・国内債券：NOMURA-BPI総合
  - ・国内株式：TOPIX（配当込み）
  - ・外国債券：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円貨換算）
  - ・外国株式：モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI） KOKUSAI（配当込み、税引前、円貨換算）
  - ・短期資産：有担保コールレート（翌日物）

### （6）資産管理上の留意点

運用受託機関は、受託資産を自己の資産から明確に区分して管理するとともに、保有有価証券の保管及び資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うものとする。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力及びコスト等に十分留意するものとする。

## Ⅲ 運用管理体制

### 1 運用管理体制の整備、充実

（1）扶養保険資金の運用に係る業務は、機構の経理部資金課が行う。

（2）当該課においては、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。併せて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化及びコストの削減に努める。

## （参考１）心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

### ２ 委員会の設置

- （１）この基本方針等の重要事項を審議することを目的として、資産運用に精通した外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）を設置する。
  
- （２）運用受託機関の選定及び見直し並びにリバランスルールに基づく指示等を審議することを目的として、機構の各担当理事、職員により構成される心身障害者扶養保険資金運用委員会を設置する。

### Ⅳ 基本方針の変更

この基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合に検証を加えることとし、資産運用委員会の審議を経て、変更できるものとする。

## (参考2) 心身障害者扶養保険資産運用委員会運営要領

平成19年7月26日細則 第3号

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人福祉医療機構業務方法書(以下「業務方法書」という。)第41条の2第1項の規定に基づき、心身障害者扶養保険資産運用委員会(以下「資産運用委員会」という。)の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 資産運用ことができる。委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、経済、金融等に関する学識経験のある者のうちから、独立行政法人福祉医療機構理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員は、再任される

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第5条 資産運用委員会に互選による委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長は、会務を総理し、資産運用委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職にあたる。

## (参考2) 心身障害者扶養保険資産運用委員会運営要領

(審議等事項)

第6条 資産運用委員会は、業務方法書第41条の2第2項に掲げる事項について審議するほか、次の各号に掲げる事項について、同条第3項の規定に基づき理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事長に建議することができる。

- (1) リバランスルールに関する事項
- (2) 運用先(運用委託機関及び資産管理機関)の選定に関する事項
- (3) 運用実績に関する事項
- (4) その他運用に関し必要と認める事項

(議事)

第7条 資産運用委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 資産運用委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(役職員等の出席)

第8条 独立行政法人福祉医療機構の役職員等は、資産運用委員会に出席し意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 資産運用委員会に関する庶務は、経理部資金課が行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、議事の手続その他資産運用委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この細則は、平成19年7月26日から実施する。

## (参考3) 心身障害者扶養保険資産運用委員会

### (1) 資産運用委員会の開催状況

	開催日	主な審議内容等
第1回	平成19年9月12日	(1) 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針の策定 (目標収益率、基本ポートフォリオ及び運用スタイル等) (2) リバランスルールの策定
第2回	平成20年9月8日	(1) 前回開催以降の作業内容報告 (2) 「5・3・2規制」下の運用報告 (3) 平成20年度第1四半期運用報告 (4) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第3回	平成21年3月30日	(1) 基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境の検証 (2) 平成21年度4月におけるニューマネーの配分 (3) 平成21年度のリバランスの考え方
第4回	平成21年9月7日	(1) 平成20年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第5回	平成22年9月7日	(1) 平成21年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第6回	平成23年9月6日	(1) 平成22年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証 (3) 運用委託先の合併に伴う対応について
第7回	平成24年9月5日	(1) 平成23年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証

### (参考3) 心身障害者扶養保険資産運用委員会

	開催日	主な審議内容等
第8回	平成25年9月6日	(1) 平成24年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第9回	平成26年10月20日	(1) 平成25年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の見直し (目標収益率、基本ポートフォリオ等)
第10回	平成27年9月9日	(1) 平成26年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第11回	平成28年9月12日	(1) 平成27年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第12回	平成30年2月15日	(1) 平成28年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の見直し (目標収益率等)
第13回	平成30年10月25日	(1) 平成29年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証
第14回	令和元年10月28日	(1) 平成30年度の運用実績報告 (2) 基本ポートフォリオを含む運用に関する基本方針の検証



### (参考3) 心身障害者扶養保険資産運用委員会

#### (2) 資産運用委員会委員（令和2年10月現在）

氏名	所属・職名
○ 臼杵 政治	名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授
荻島 誠治	野村證券（株） フィデューシャリー・サービス研究センター フィデューシャリー・マネジメント部長
◎ 鹿毛 雄二	アセットマネジメントOne株式会社取締役 監査等委員
府川 哲夫	特定非営利活動法人福祉未来研究所代表
森 浩太郎	年金積立金管理運用独立行政法人 審議役

(※) 五十音順・敬称略。◎は委員長、○は委員長代理。

## (参考4) 株主議決権の行使状況

運用受託機関における株主議決権の行使状況は、次のとおりです。

### (1) 国内株式の状況（平成31年4月～令和2年3月）

(単位：議案数、割合)

議案	会社機能に関する議案					役員報酬等に関する議案				資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)			定款変更に関する議案	買収防衛策		その他議案	合計	
	取締役の選任	うち社外取締役	監査役の選任	うち社外監査役	会計監査人の選任	役員報酬	役員賞与	退職役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプションの付与	剰余金の配当	自己株式取得	合併・営業譲渡・譲受、会社分割等		事前警告型買収防衛策	信託型ライツプラン			
行使総件数	16,875	5,176	2,570	1,761	48	539	140	154	84	1,461	5	71	538	88	0	5	22,578	
会社提案	計	16,817 (100.0%)	5,150 (100.0%)	2,563 (100.0%)	1,754 (100.0%)	48 (100.0%)	535 (100.0%)	140 (100.0%)	154 (100.0%)	84 (100.0%)	1,453 (100.0%)	0 (0.0%)	71 (100.0%)	445 (100.0%)	87 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	22,402 (100.0%)
	賛成	13,660 (81.2%)	4,122 (80.0%)	2,181 (85.1%)	1,372 (78.2%)	48 (100.0%)	479 (89.5%)	85 (60.7%)	0 (0.0%)	65 (77.4%)	1,385 (95.3%)	0 (0.0%)	71 (100.0%)	431 (96.9%)	8 (9.2%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	18,418 (82.2%)
	反対	3,157 (18.8%)	1,028 (20.0%)	382 (14.9%)	382 (21.8%)	0 (0.0%)	56 (10.5%)	55 (39.3%)	154 (100.0%)	19 (22.6%)	68 (4.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (3.1%)	79 (90.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3,984 (17.8%)
株主提案	計	58 (100.0%)	26 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	93 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	176 (100.0%)
	賛成	16 (27.6%)	10 (38.5%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (25.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (13.1%)
	反対	42 (72.4%)	16 (61.5%)	5 (71.4%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (75.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	92 (98.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	153 (86.9%)

(注1) 行使総件数は、不行使件数を含みません。

(注2) 反対には一部反対を含みます。

(注3) ( )内は各議案の計に対する割合です。

## (参考4) 株主議決権の行使状況

### (2) 外国株式の状況 (平成31年4月～令和2年3月)

(単位：議案数、割合)

議案	会社機能に関する議案				役員報酬等に関する議案				資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)				定款変更に関する議案	買収防衛策		その他の議案	合計	
	取締役の選任	うち社外取締役	監査役の選任	うち社外監査役	会計監査人の選任	役員報酬	役員賞与	退職役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプションの付与	剰余金の配当	自己株式取得	合併・営業譲渡・譲受、会社分割等		事前警告型買収防衛策	信託型ライツプラン			
行使総件数	8,068	0	4	0	875	991	8	0	262	162	199	580	113	165	0	871	12,298	
会社提案	計	8,066	0	4	0	875	952	7	0	262	162	199	575	58	152	0	557	11,869
		(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	賛成	7,754	0	3	0	871	844	7	0	221	162	190	505	57	150	0	527	11,291
	(96.1%)	(0.0%)	(75.0%)	(0.0%)	(99.5%)	(88.7%)	(100.0%)	(0.0%)	(84.4%)	(100.0%)	(95.5%)	(87.8%)	(98.3%)	(98.7%)	(0.0%)	(94.6%)	(95.1%)	
反対	312	0	1	0	4	108	0	0	41	0	9	70	1	2	0	30	578	
	(3.9%)	(0.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.5%)	(11.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(15.6%)	(0.0%)	(4.5%)	(12.2%)	(1.7%)	(1.3%)	(0.0%)	(5.4%)	(4.9%)	
株主提案	計	2	0	0	0	0	39	1	0	0	0	5	55	13	0	314	429	
		(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
	賛成	1	0	0	0	0	17	1	0	0	0	5	42	11	0	185	262	
	(50.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(43.6%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(76.4%)	(84.6%)	(0.0%)	(58.9%)	(61.1%)	
反対	1	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	13	2	0	129	167	
	(50.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(56.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(23.6%)	(15.4%)	(0.0%)	(41.1%)	(38.9%)	

(注1) 行使総件数は、不行使件数を含みません。

(注2) 反対には一部反対を含みます。

(注3) ( ) 内は各議案の計に対する割合です。

## (参考5) 心身障害者扶養保険資金にかかる運用受託機関の状況

### (1) 運用受託機関の格付

	R&I	JCR	S&P	Moody's	Fitch
三井住友信託銀行	A+	AA-	A	A1	A-
みずほ信託銀行	AA-	AA	A	A1	A-
三菱UFJ信託銀行	AA-	AA	A	A1	A-

(注) 格付は、令和2年9月末時点。

(参考) 持ち株会社の格付等

三井住友トラスト・ホールディングス	A	AA-	-	-	-
みずほフィナンシャルグループ	A+	AA-	A-	A1	A-
三菱UFJフィナンシャルグループ	A+	AA-	A-	A1	A-

(注) 格付は、令和2年9月末時点。

### (2) 運用受託機関の損益及び財務の状況

	損益の状況			財務の状況	
	実質業務実績	経常利益	当期純利益	不良債権 (開示債権比率)	自己資本比率
三井住友トラスト・ホールディングス	2,890億円	2,576億円	1,630億円	0.30%	17.23%
みずほフィナンシャルグループ	6,619億円	6,378億円	4,485億円	0.70%	17.25%
三菱UFJフィナンシャルグループ	11,844億円	12,357億円	5,281億円	0.65%	15.87%

(注1) 損益の状況は令和元年度、財務の状況は令和2年3月末時点。

(注2) 不良債権（開示債権比率）は単体であり、その他は連結です。